

# 土庄町宅地造成事業経営戦略

団 体 名 土庄町

事 業 名 宅地造成事業

策 定 日 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 令和 2 年 ~ 令和 1 1 年

## 1.事業概要

### (1)事業形態等

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事業開始年度	平成元年2月6日
職 員 数	2人	事 業 の 種 類	住宅用地造成事業
施 工 地 区	王子前分譲地		
民間活用の状況	ア民間委託		-
	イ指定管理者制度		-
	ウ PPP・PFI		-

### (2)土地造成状況等

施 工 地 区 名	王子前分譲地		
土 地 造 成 状 況 (平成9年度までに造成) *1	ア 総 事 業 費		1,738,223,000円
	イ 総 面 積		28,742㎡
	ウ m'当たり造成予定単価 (ア / イ)		60,477円/m2
	エ 売 却 予 定 代 金 *2		1,722,800,000円
	オ 売 却 予 定 面 積		24,841㎡
	カ m'当たり売却予定単価 (エ / オ)		69,353円/m2
	キ 事 業 費 回 収 (エ × 100 / ア)		99.11%
元利金償発行状況 (平成23年度までに償還)	発 行 額 累 計		172,900,000円
造 成 地 処 分 状 況 (平成21年度)	ア 売 却 代 金		12,954,000円
	イ 売 却 面 積		198m2
	ウ m'当たり売却単価 (ア / イ)		65,424円/m2

\*1 造成が開始された地区であって処分が完了していない地区について記載すること。

\*2 一部売却済の土地については、当該土地の売却価格とすること。

売出土地については、財政健全化法施行規則第4条第2項に規定する評価を行った価額とすること。

未売出土地については、完成後の販売予定価格、財政健全化法施行規則第4条第2項に規定する評価を行った価額又は近傍類似の土地の価格変動を勘案して帳簿価格を加減した額のいずれかの額とすること。

(3)賃貸方式により造成地等を活用する場合における活用状況

売却に支障ない場合に限り、一時貸付けを行っています。  
(例:総合会館でのイベント時の駐車場や近隣の葬祭式場の駐車場)

## 2. 経営の基本方針

先に購入された住民にも配慮しながら、未売却地が早期に売却できるよう検討します。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画):別紙のとおり

\*複数の施工地区を有する事業にあつては、施工地区ごとの内訳も作成すること。

(2)土地造成・処分計画等について

\*土地処分が完了していない地区について、処分が完了するまでの造成実績・計画及び処分実績・計画を記載すること。

\*複数の施工地区を有する事業にあつては、施工地区ごとに作成すること。

施工地区名	王子前分譲地				
項目	平成17年度	平成20年度	平成21年度		合計
造成実績・計画					
造成面積(m <sup>2</sup> )					
処分実績・計画					
売却面積(m <sup>2</sup> )	180	196	198		574
売却単価(千円/m <sup>2</sup> )	74	68	65		207
土地売却収入(千円)	13,448	13,470	12,954		39,872
当該年度末(予定) 未売却面積(m <sup>2</sup> )	1,791	1,595	1,397		4,783

(3)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

\*複数の施工地区を有する事業にあつては、施工地区ごとの考え方がわかるよう記載すること。

① 収支計画のうち投資についての説明

新たな造成等はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

土地の売却に応じて他会計から繰入を行います。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

早期の売却を目指し、経費の削減に努めます。

(4)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて事業費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\*1(1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

\*複数の施工地区を有する事業にあつては、施工地区ごとの考え方・検討状況がわかるよう記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

既存の造成計画の見直しに関する事項	新たな造成等はいりません。
新規造成計画に関する事項	新たな造成等はいりません。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFIなど)	新たな造成は行わないので、検討しません。
その他	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

土地処分の見直しに関する事項	先に購入された住民にも配慮しながらできる限り早期に売却できるよう検討します。
売却単価の設定に関する事項	早期の売却に向けた価格設定を検討します。
繰入金に関する事項	売却地ごとに他会計からの繰入金を検討します。
賃貸方式による造成地活用に関する事項	企業からの要望に応じ検討します。
その他	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFIなど)	新たな造成計画が当面見込まれないことから必要ありません。
職員給与費に関する事項	町職員の兼務によります。
委託費に関する事項	委託はしていないので、検討しません。
その他	

**4.公営企業として実施する必要性**

\*1 内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業について記載すること。

\*2複数の施工地区を有する事業にあつては、施工地区ごとの考え方がわかるよう記載すること。

公営企業として実施する必要性	
----------------	--

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋1 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。)を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。

- (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
- (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
- (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
- (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。

3 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について御検討いただきたい。

**5.経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	売却実績をモニタリングし、必要に応じて計画を改定します。
---------------------	------------------------------